

第 16 号

NPO 建築 G メンの会
〒206-0025
東京都多摩市永山 4-2-4-108
発行責任者：理事長中村幸安
TEL 042-311-4110
FAX 042-311-4125
E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp
HomePage URL
<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- 特集・市民活動と行政の協働について……………1
- 建築 G メンの横顔……………5
- 2002 年度建築 G メン認証試験結果について……………5
- イベント報告……………6
- 講演会無料相談会ほか……………6
- 事務局からのお知らせ……………8

特集

行政との協働について

本会は、欠陥建築・欠陥住宅で悩む人を救い住宅検査の技術向上を目指すことを合言葉に NPO として三年前に設立されました。

2002 年度は、当会において、行政機関への会報配布をはじめとし、横浜市の市民活動共同オフィスへの入居、東京都消費者月間実行委員会「くらしフェスタ東京」協賛事業への参加、静岡県のパレットフェスタでの事業の参加、住宅金融公庫のすまい・セミナーへの講師派遣、各公共団体からの消費生活講座の講師依頼、刊行物への執筆依頼等々、行政関係機関との連携を強めて参りました。

近年、行政側においても住宅・建築の分野のみならず各分野での市民活動との連携を探る様々な試みが行われてきています。

一方、「NPO を語る 悪徳商法」(日経新聞 03 年 2 月 28 日)で紹介されたように NPO と行政の関係を揺さぶる動きも出てきており、未だ、市民活動との協働を模索している状況といえます。

そこで、今回は、NPO と行政の協働をテーマに考えてみたいと思います。特集記事として、「自身国際交流分野の NPO の理事として、また、地方自治体の職員として市民活動との協働を実践してこられた方に寄稿をして頂きました。

市民活動と行政の協働について

廣瀬達志

今、なぜ協働か？

今、日本中の自治体で「市民活動と行政の協働」というテーマについて議論が巻き起こっています。ちょっと前までは行政は市民活動に無関係でした。市民活動の方は、かなり昔から行政に色々なアプローチをしてきた経過はありますが、行政は市民活動を相手にしない傾向にありました。ところが、今や行政が鐘と太鼓で NPO を始めとする市民活動団体との協働を積極的に求め始めています。何故、行政が市民活動に目を向けるようになったのでしょうか？これにはいくつかの理由があります。一番大きな理由は「阪神・淡路大震災」の市民ボランティアの活躍でした。行政はそれまで「公共的な仕事の領域は行政の占有的領域である」という自負があり、民間サイドがこの領域に手や口を出すことを極端に嫌っていました。民間に万民公平なサービスなどできるはずがない」という優越感と、「もし仮に、民間に上手く仕事をこなされたら自らの存在価値の否定につながるだろう」という畏れが、「自らの聖域を侵させない」という固いガードを形成していました。阪神・淡路大震災のボランティアの献身的活躍とその成

果は、市民活動に対する行政の見方を変えるきっかけとなりました。

阪神・淡路大震災に至るまでの間に市民活動サイドも大きく変化してきました。1970 年代に環境問題を先頭に広がった住民運動は、当初、行政に対する対決という運動形態で進行了ました。住民運動が「地域エゴ」だと言われたのもこの頃のことです。しかし、行政の責任を問う」という運動は、実は威勢のいい「お願い」であり、「行政に解決してもらおうしかない」という依存性の高い運動でした。

しかし、行政との対決だけでは問題の真の解決に繋がらないということとを、運動の中から徐々に学習した住民は「自分達の責任で解決する」という成熟した姿勢を手に入れ始めました。「ゴミは他所で処理しろ」とコブシをあげていた運動が「ゴミ減量、リサイクル推進」運動へと質的に変化し、「マンション建設反対」が「地区計画策定」に変化していったわけです。ここに市民サイドからの行政への協働型のアプローチが始まりました。

そして、阪神淡路で市民のアプローチをまともに見直す姿勢が行政にも生まれました。

しかし、行政が本格的に市民活動に目を向けるまでには、もうひとつのターニング・ポイントを越えるまで待たなければなりませんでした。

地方分権推進一括法(地方自治法改正)

パブル崩壊後、低迷する社会情勢の中で平成12年4月に地方分権推進一括法が施行されました。地方自治法を始め既存法の3分の1に及ぶ修正により、わが国の法体系に「地方分権」の理念とシステムを組み込みました。国と地方自治体の役割を明確にして、上意下達の機関連任事務を廃止し、国の地方への後見的関与をやめて対等な関係とし、権限を移譲する等の内容です。例えば、都市計画決定などは、国土交通省の国家的一元的決定を、対等な国と地方の関係の中でより住民の意向を加味するシステムに変更されました。

地方自治体はこれにより、今までのように国に依存することなく、「自己決定の原則」により自立を求められています。自治体は今まで国に向けていた目を市民に向け直して、市民と共に歩むことが求められています。自治体もそれぞれ独自の道を選択していくこととなりました。今後は賢い自治体とダメな自治体の差が生まれてきます。住民も自分の住むまちの自治体政府を上手く生かしていく必要があります。これこそ「協働」に向けての大きなターニング・ポイントです。私はこれからの20年は明治維新や太平洋戦争前後ほどの歴史的なターニング・ポイントだと思っています。

さて、この法律の趣旨は諮問を受けた「地方分権推進委員会」が国民に対する声明の形で文章化されています。かなり長くなりますが、地方分権と市民活動の協働の関係が分かります。

やすく述べられていきますので、以下引用します。

全国^{3,200}有余の地方公共団体は、国への「従属と依存の意識」を克服し、これまで以上に行政の公正性と透明性の向上、住民参画の拡大に努めるとともに、新たな分権型社会の創造をめざして、創意工夫に満ちた地域づくりとくらしづくりの個性的な構想を積極的に提示してほしい。そして、国の関係省庁においては、地方分権推進法制定の趣旨に鑑み、時代の流れを先取りして、この機会に地方公共団体に対する「指揮監督と保護後見の意識」を払拭し、国と地方公共団体の間に対等・協力の新しい関係を構築するという建設的な方向に、その広い視野と深い識見を生かしてほしい。

委員会の任期を終了するこの機会に、地方公共団体の関係者、更にはその住民に改めて強く訴えておきたいことが5点ある。

まず第1に、地方公共団体関係者の意識改革を徹底して、第1次分権改革の成果を最大限に活用し、地方公共団体の自治能力を実証してみせてほしい。特に、これまでの通達等は、かつては訓令であったものも含めてすべて、その性格を「技術的な助言」に一変させられているのであるから、この機会にこれまで通達等に専ら依存してきた事務事業の執行方法や執行体制をすべての分野にわたって総点検し、これらを地域社会の諸条件によりよく適合し、地域住

民に対する行政サービスの質を向上させ得るような別途の執行方法や執行体制に改める余地がないものかどうか、真剣に再検討してほしい。

第2に、地域住民による自己決定・自己責任の原理を貫徹していくことは、この国の旧来の中央地方関係の構造をその大元から改革することを意味しているのであって、それは、国の側のみならず、地方公共団体の側にも少なからぬ痛みを伴わざるを得ない事柄である。無論、構造改革を推進するに当たってはこの種の苦痛の発生を最小限度に抑えるべく最大限の配慮がなされるべきことは当然であるが、この痛みを皆無にする方策などあり得ない。それは、この国のかたちを再構築し、われわれの社会を再活性化していく道筋において、関係当事者のそれぞれが受忍しなければならぬ苦痛である。地方公共団体関係者はこのことに深く思いを致し、自己決定・自己責任の覚悟を新たに示して、中央地方関係の構造改革の推進に先導的に取り組んでほしい。

さらに第3に、分権改革の推進とは別途に、しかし不幸にしてこれと時を同じくして、国と地方公共団体の財政の危機的状況はその深刻さの度合いを深めてきている。したがって、地方公共団体の財政状況はこれから更に年を追うごとにその厳しさを増すものと見込まざるを得ない。国に救済を求めてみても、国にはもはやこれに應える余裕がないのである。したがって、かかる事態に立ち

至ったことを慨嘆するのではなく、むしろこれを構造改革を推進する好機ととらえ直してほしい。地方公共団体はこの機会に、国への依存心を払拭し、自己責任・自己決定の時代にふさわしい自治の道を真剣に模索してほしい。そのためには、国に向けていた目を地域住民に向け直し、地方自治の運営の透明性を高め、地域住民に対する説明責任を果たしつつ、行政サービスの取捨選択の方途を地域住民に問いかけ、その判断に基づいて、歳出の徹底した削減を図るといふ地道な努力の積み重ねが必要である。とりわけ住民に身近な基礎的な地方公共団体である市町村における自主的な合併の推進は、こうした努力を結実させるための有力な選択肢であることを認識してほしい。

第4に、男女共同参画社会の実現に向けた更なる自覚的な努力を強く要望しておきたい。日本国憲法に謳われた「両性の平等」の原理は戦後50年の歳月を経て、ここにきてようやく開花し始めてきた観があり、また男女共同参画社会基本法(平成22年法律第78号)は、その前文で、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、第9条では「地方公共団体の責務」を明記している。旧来の性別役割分担の意識と生活習慣を克服し、伝統的な社会慣行を改めつつ、男女が共に地域社会を支え発展させていく営みに力を合わせていく必要性はますます高まっている。しかるに、地方議会議員に占める女性

の比率は、徐々に上昇してきているとはいえず、いまだに国会議員のそれにさえ及ばない。更に多くの女性が地方公共団体の政策決定過程に直接関与し参画するようになることが望まれる。男女共同参画の実現なしに、分権型社会の創造は完成しないといふべきである。

最後に、地方公共団体の男女を問わずすべての住民に対して訴えておきたいことがある。地方自治とは、元来、自分たちの地域を自分たちで治めることである。地域住民には、これまで以上に、地方公共団体の政策決定過程に積極的に参画し自分たちの意向を的確に反映させようとする主体的な姿勢が望まれる。また地方税の納税者として、地方公共団体の行政サービスの是非を受益と負担の均衡という観点から総合的に評価し、これを厳しく取捨選択する姿勢が期待される。自己決定・自己責任の原理に基づく分権型社会を創造していくためには、住民みずからの公共心の覚醒が求められるのである。そしてまた当面する少子高齢社会の諸課題に的確に対応していくためにも、行政の総合化を促進し、公私協働の仕組みを構築していくことが強く求められている。公共サービスの提供をあげて地方公共団体による行政サービスの提供に依存する姿勢を改め、コミュニティで担い得るものはコミュニティが、NPOで担い得るものはNPOが担い、地方公共団体の関係者と住民が協働して本来の「公共社会」を創造してほしい。

自治体の動き

「協働」はトレンドです。それは誰も分っていることです。しかし、まだ誰も実現させたことのない、未知数だらけのニュートレンドです。そのために各自治体によってこの「協働」という課題についての認識と取り組み方には温度差があります。先行して取り組む自治体、いまだ取り組んでいない自治体など様々です。先行して取り組んでいる自治体の中にも本気で住民自治を実現するつもりで自治体から、対外的な評判だけが気になって中味が伴わずにPRだけを先行している自治体、住民の潜在能力に疑問を持ち腰が引けている自治体政府まで様々です。また、協働の対象についても、NPOに重点に置く自治体、従前のコミュニティ組織である町会とNPOをそれぞれ対象とする自治体、企業活動を含めて市民活動とする自治体等と百花繚乱になる様相です。

それぞれの自治体の「協働」の在り方は、首長の理念によっても大きく違つてくるでしょう。首長を選出している選挙母体によっても大きく違つてきます。また、比較的NPOの活発な土地柄とそうでない土地柄でも大きく違つてきます。

そうはいっても、基本的な立場は「もはや自治体政府だけでなく、市民活動と協働する」という一点に集約されます。従前の「公共的サービスは行政が独占的に担う」という権威主義

的な思い込みの自負はもはや通用しないのです。

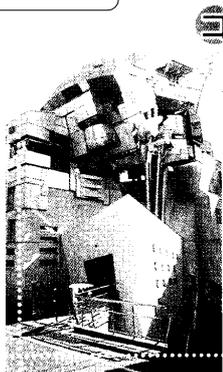
問題はプロセスと意識改革

逆説的な笑い話で「市民派の行動的な首長は「協働」をつぶす」というのがあります。市民派の首長なら市民活動やNPOにも理解があり、「協働」を盛り立てこそすれ、「協働」をつぶすなど、ありえないはずですが。しかし、先進的な首長は人気取りも含めて、さつさと協働方針を決め、地方議会に提案し、早急に自治体の旗を掲げようとしています。結果は素晴らしい「自治条例」なり「市民活動推進条例」なりができるのですが、市民がじっくりと腰をすえて決定プロセスに参加していないため、首長の一人よがりになってしまつていく意味のブラック・ジョークです。

実際に全国の「市民活動推進条例」などを比較してみても、それぞれの地方の特長を盛り込みつつも、基本的な内容にそれほど違いのあるものはありません。問題は、条例に到るプロセスにどれだけの市民が参加し、条例がどれだけの市民活動の中から論議され選択されてきたかということです。それこそが条例を裏付ける担保なのです。

協働という課題は市民不在では成り立たない性格のもので、これこそ今までの行政の事務執行と決定的に違つ部分なのです。今までの行政執行は市民不在でも充分成立してきたし、それなりのサービス提供もできてきたので、首長とともども、条例作

広告欄



カラハジマル。

学校法人 鹿光学園
青山製図専門学校

● 建築・インテリア・機械・CADの専門学校 ●

〒150-0032 東京都渋谷区鶯谷町7-9
TEL03-3463-0901(代)

[URL] <http://www.aoyamaseizu.ac.jp/>
[i-mode] <http://www.aoyamaseizu.ac.jp/i/>
[E-mail] info@aoyamaseizu.ac.jp

会の活動にご協力ください！

会員の種類	年会費
社員	24,000 円
会員(個人)	6,000 円
会員(団体)	48,000 円
ML 会員(個人)	3,600 円
ML 会員(団体)	10,000 円

ご入会の際は入会申込書が必要です。
事務局までご連絡ください。

りを進める行政マンも市民不在で
ことを進めてしまつてケガでてしま
います。

首長にとどまらず、自治体政府の
職員群の意識改革が重要なフアクタ
ーになることも、地方分権推進委員
会の指摘のとおりです。とにかく新
しい発想で仕事の取り組み方を変え
なければなりません。これは行政に
とつて、実は一番大きな課題といつ
ても過言ではありません。

自治体政府の中は、旧態依然とし
た発想の行政マンと、時代に即した
発想の行政マンの熾烈な戦いの現場
でもあります。公共的サービスが自
治体政府の独占でなければ、理論的
にはいくらかでも市民サイドに業務を
明け渡すことが可能です。つまり自
治体職員は自分の権限だと思つてい
たものを市民に明け渡すのですから、
抵抗もできません。

国から都道府県への権限委譲が第
一の分権、都道府県から市町村への
分権を第二の分権といい、市町村か
ら市民の分権を第三の分権という識
者もいます。分権とは見方によつて
は権力闘争でもあるのです。相互信
頼があれば権力委譲を含めた協働が
成立し、相互不信なら権力闘争とな
りつるのです。協働にとつて、大き
なフアクターとして相互の信頼醸成
がどうしても必要です。ですから、
プロセスが重要なわけで、プロセス
において相互理解と信頼が充分培わ
れることが協働を推進する上で絶対
に必要ななってきます。

自治体と市民サイドの役割分担

NPOの中には自治体政府とほと
んど関わらず、独自のフィールドの
中で、自前の活動を完結させている
NPOもあります。特に国際支援組
織などのケースに顕著です。また国
内課題を主たる活動にしている組織
の中でも、全国展開しているNPO
の中に自治体政府とほとんど関わら
ないケースがあります。

しかし、一般的にかなりの数のN
POが行政との協働を進めています。
市町村が委託する業務をNPOが受
注しているケースもよく見受けられ
ますし、市町村がやるべき業務をや
り、NPOがNPOにしかできない
業務をやる中で連携をとり相乗効果
が生むことは充分にあります。

重要なのは、協働についてしつ
かりと役割分担をすることで、妙な競
合は避けるべきです。これは、特に
自治体サイドが調整すべきだと思
います。民間で出来ることを自治体
がやる必要は無いからです。

自治体として必要なスタンスは、
対等な関係でNPOと協働を進める
ことです。しかし、ここにも一つ
課題があります。自治体は市民が公
共的活動に参加することを促すため
に初歩的な段階のNPOを積極的に
支援し、自立したNPOに育ててい
く必要があります。初歩的な支援・
育成することでNPOの競合と代謝
があり、ダイナミックな協働社会が
実現していくと思えます。
一般的に初歩的なNPOにとつて
活動拠点や情報やネットワークが不

足しているケースが見受けられます。
また、専門的課題に対応する専門ス
タッフは擁しているも、事務局機能
が弱いというケースもあるようです。
人材の供給システムがあると助かる
という声もよく聞きます。これらの
基礎的な部分を行政が担うことで市
民活動を活性化させていくことが必
要なのかも知れません。
自治体がこれらを担うとして、N
POは何をどのように担うのか、常に
検証が必要だと思えます。お互いに
役割分担を相談しながら進めてい
くなら、必ずよい結果をもたらすこ
とを確信しています。
(大田区大森西特別出張所長)

2002年度建築Gメン認証試験 結果について

今回で2回目となる、二〇〇二年度
「建築Gメン」認証試験に、次の13
名が見事合格されました。おめでと
うございました。

丹羽 稔	中島 徹
石川 芳久	石岡 善正
塚田 泰大	山本 文雄
原田 久義	畦町 安
広瀬 公司	川村 昇進
中山 良夫	加賀妻 憲彦
鈴木 幸司	(受験番号順)

研修会等での学習が実り、受験者
数14名中13名が合格と、高い合格率
となっております。
なお、建築Gメンとして活動を

行う際には、別途手続きの上、登録
証の交付を受ける必要があります。

NPO法人Gメンの会では、
悪徳商法によるリフォーム工事被害から
一人暮らしのお年寄りなどを守るため
右のようなGメンロゴマークシールを制作しました。
このシールを玄関のドアなどに貼るなどして、
悪徳商法の勧誘を断固撃退しましょう。

問い合わせ先
NPO 建築Gメンの会
TEL 042-311-4110



G メンの横顔



本郷 成史 (ほんごう あきふみ)

登録番号 01019
所在地 横浜市神奈川区
得意分野
施工面から出来た建物の
不具合の判定
住まい110電話相談連絡
045(461)0853



田岡 照良 (たおか てるよし)

登録番号 01013
所在地 横浜市西区
得意分野 設計・監理
住まい110電話相談連絡先
045(313)6782

建築Gメンとは、

本会の設立趣旨書において、

本会は、わが国から『欠陥建築』を無くし、『欠陥建築』で悩む人を救い、『欠陥建築』を作らない優秀な生産者を紹介することにより、建築・住宅産業の正常な発展に寄与することを目的とします。

- 一 自ら審査・監理技術の向上の為の研修を行う
 - 二 生産者に対し、消費者の意識を正しく伝える活動を行う
 - 三 消費者に対し、『賢い消費者』になるための情報を提供する
 - 四 不動産売買を行う技術者を持たない業者に代わり、物件の監理・検査を行う
 - 五 大型・高価調査機器のリースを会員に対して行う
 - 六 売買・請負契約関係に於ける係争に対し、第三者的に技術鑑定を行う
 - 七 消費者・生産者に対し、Gメンを公表し、日常的な相談窓口となる
 - 八 その他、欠陥建築を防止するための活動を行う
- とし、建築Gメンの認証試験を行い、『建築Gメン』を会として社会に送り出しています。

2003年度総会日程について

日程について、下記のとおりとなりましたので、ご連絡いたします。なお、今年度の総会は、宿泊可能な施設において、講演会・懇親会も合わせて開催したく考えております。つきましては、宿泊先の手配等の準備の為、5月8日までに、ご連絡いただけますようお願い申し上げます。

記

日時： 五月十七日(土)～十八日(日)

場所：「休養村とつば」(長野県) 予定

十七日(土) 13:00

集合

13:30～16:30

講演会(講師未定)

16:30～18:00

総会(2002年度報告)

18:00～20:30

夕食および懇親会

十八日(日)

07:00～09:00

朝食(バイキング)

09:00～12:00

総会(2003年度活動方針)

12:00

解散

みのもんた司会の番組『ジカダンパン』に制作協力しました。2003年4月14日(月)放送、テレビ東京系列番組『ジカダンパン』に広報担当川口常任理事と中山事務局長が「悪徳リフォーム業者について」の番組制作に協力しました。

ジカダンパンURL

<http://www.tv-tokyo.co.jp/jikadandan>

さいたま市で住まい110番講演会・建築無料相談会が開かれました



4月20日(日)、さいたま市の埼玉

県労働会館にて110番講演会・建築無料相談会が行われました。聴講者九組一〇名と当会の社員一〇名のボランティアによる参加がありました。
『住まい110番』
講演会

「人を殺さない住宅」

講師 中村 幸安

(N P O 建築 G メンの会理事長)

「水まわりのバリアフリー」

講師 露口 和也

(東陶機器 (株))

福祉住環境コーディネータ)

建築無料相談会

「新築、リフォーム、欠陥、その他

住まいに関する相談・質問」

相談員 当会社員 (埼玉、西東京、栃木、福島地区担当)

今回の講演会は、阪神大震災の真実を語るものと、建築設備の分野をテーマにしたものの二本立てで行われました。中村理事長は、今日の住宅の高層化や建築材料に多用されている化学製品材料から、火災時の消火活動の困難性と危険性について、また、露口氏の講演は、介護保険制度におけるバリアフリー化改修工事の概要から実際の工事に当たつての注意事項まで、分かりやすい説明がありました。
本紙でもリフォーム特集として行なつたように近年リフォーム工事をめぐる悪徳商法の被害が多発してい

ます。参加者は、バリアフリーの基礎知識を習得される良い機会になつたことと思います。引き続き相談会が行われ、八件の相談が寄せられました。当日の相談例を紹介し、

事例 「現在、住んでいる木造二階建ての住宅ですが、家の内装に細かなヒビが入ってきたり、部屋の扉が閉まりずらくなってきたり。業者に連絡をし、修理をしてもらうと一時的には直るが暫くするものとの状態に戻ってしまう。それ以外にも冬は暖房をつけても以上に寒むかつたり、ビーズが床を転がるなど問題が発生してきている。」

事例 「新築したところ内装がひどいハウスメーカーとの話し合いについてアドバイスを受けたい。」

事例 「ツバイフォー工法の新築売りに住んで約三年になる。最近の二点が気になる。

一、リビングルーム(一階)の白い天井に真直ぐな亀裂が入っている。その他、戸を閉めた時真直ぐ閉まらなかつたり、家具と壁の間に隙間ができています。

二、北側和室の北側に窓がある。この窓の結露がひどく三年位で障子の木枠が黒ずんできている。結露は仕方がないものなのでしょうか？」

などが寄せられ当会の相談員が回答を行いました。

2002年度の当会のおもな活動記録

六月二日

2002年度定例総会

六月一六日

「NPOmen」が立ち上げ

七月一日

会報のダウンロードを開始

一〇月二日

ビートたけしのTVタックルに悪質リフォーム被害について取材協力

九月二二日、二三日

2002年度夏期研修会開催

〇三月

テレビ朝日スーパーJチャンネルに取材協力。

十一月一日

取材協力したTBSニュースの森の悪質リフォームについての特集が放送されました

十一月一六日

千葉県松戸市で無料講演・相談会を開催しました。

十一月十八日、二〇日

放送の「ニュースの森」に取材協力いたしました。

十一月二十四日

放送の「東海テレビ」ダシヌキ!」に取材協力いたしました。

十一月三十日、十二月一日

秋季住まいづくり講座を開催しました。

十一月 (財)関西消費者協会の機関紙「消費者情報」に寄稿しました。
十二月 週刊現代(1/4・11合併号)に取材協力いたしました。

一月

TBS系列「ウツチャキナンチヤキの悪徳リフォーム」に関して、中村理事長が取材協力いたしました。

一月

2002年度第二回研修会を開催。

一月

美しい部屋No.50「欠陥住宅を見分けるチェックポイント」に川口常任理事が取材協力いたしました。

二月二日

住宅金融公庫主催「公庫すまいるセミナー」に中村幸安理事長が講演しました。テーマは「事例に学ぶ欠陥住宅を防ぐためのポイント」

二月十五日

東京都北区にて無料講演・相談会を開催

三月七日

木材の乾燥と使用事例の見学会(あきる野市)

三月

日本テレビニュースプラス一に取材協力しました。

三月

(三月二十四日0A)。

(2003 年)2・3 月の調査依頼実績

都道府県	内容	担当調査員 ゴシック体は 建築 G メン
東京都	契約書類と工事中のチェック(見積依頼)	大川 照夫
東京都	鉄骨造 3F 見積と図面と契約書のチェック	槻田 昌明
東京都	建築中 在来木造物件のチェック	塩田 清
東京都	在来木造 新築工事のチェック	大川 照夫
東京都	建売物件 総合検査	大川 照夫
東京都	高層マンション建設工事による周囲の地盤沈下	中村 幸安
広島県	軽量鉄骨造 係争中物件 地盤・基礎の鑑定	丹羽 稔
東京都	RC造中古物件の検査	田岡 照良
千葉県	マンションの雨漏りの目視調査	石岡 善正
埼玉県	在来木造 壁亀裂など 目視調査	小黒 信次
東京都	建売 引き渡し前の検査	塩田 清
埼玉県	SRC造マンション 内覧会の立会い	本郷 成史
千葉県	契約書類と工事中のチェック(見積依頼)	下堀 克巳
東京都	RC造マンション 内覧会立会い	大木 昭治
東京都	新築 引き渡し前の検査	塩田 清
神奈川県	2×4 壁と天井が動く	田岡 照良
神奈川県	2×4 壁クロスの亀裂	田岡 照良
千葉県	建売新築住宅(2×4) 入居前の検査	松下 峻夫
埼玉県	新築工事 引き渡し前の検査	塩田 清
千葉県	2×4 工事中のチェック	下堀 克巳
東京都	2×4 工事中のチェック	槻田 昌明
埼玉県	在来木造分譲住宅 引き渡し前の検査	槻田 昌明
埼玉県	床の傾斜、壁亀裂など	佐藤 賢典
千葉県	リフォーム工事の必要性について	川口 晴保
埼玉県	建売物件 引き渡し前の検査	塩田 清
東京都	アパート兼自宅 外装リフォームの見積のチェック	塩田 清
埼玉県	S 造 雨漏り 壁歪み 床不陸	佐藤 賢典
埼玉県	中古住宅の引き渡し前の検査	加藤 剛
新潟県	S 造築 5 年 総合調査	佐藤 賢典
千葉県	条件付物件の工事中(基礎まで完成)のチェック	川口 晴保
東京都	耐震補強・床下調湿材等の適正性の調査	塩田 清
東京都	基礎工事(工事中止中)の検査	塩田 清
長野県	係争中物件 床の傾斜と地盤の調査	佐藤 賢典
埼玉県	在来木造 建売物件 契約前の検査	加藤 剛
東京都	工事中の検査の見積依頼(2×4)	塩田 清
東京都	建売物件 契約時と工事中のチェック(見積依頼)	高田 学

テレビ朝日スーパーチャンネル
に取材協力。
テーマは「最新フォーラム事
情」(三月七日 O A)
四月二十日
住まい 110 番無料「講演
会・建築相談会」さいたま労
働会館にて開催

事務局からのお知らせ

相談・調査業務報告

2002 年度は、住まい 110 番
相談窓口と事務局を併せて、千四百
十七件(前年度比三十五%増)の電
話相談が寄せられました。
当期の特色としては、まず挙げら
れるのが、リフォームにまつわる相
談です。内訳では五十六件(表参照)
となっておりますが、リフォームの項

2002 年度の
相談分野別件数

相談内容	件数
調査依頼	455
瑕疵問題	287
契約問題	73
リフォーム関連	56
業者と紛争	44
マンション問題	22
業者探し	21
土地相談	20
近隣問題	19
設計問題	12
賃貸問題	6
その他	132
2002 年度合計	1147

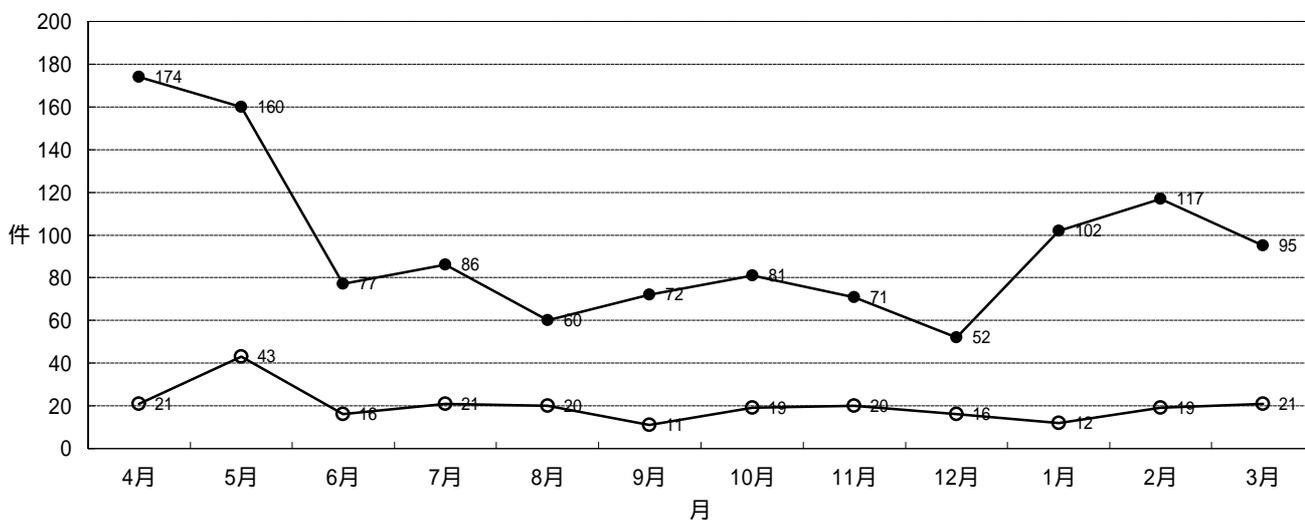
目は年度の途中からの計上あり、又調査依頼と重複するものは除いた数字ですので、それらを考慮すると、実際のリフォーム関連の相談件数はかなりの数が寄せられたこととなります。内容も、悪質な訪問販売による被害の相談だけでなく、リフォーム工事一般について幅広く寄せられ、社会的な関心の高まりが電話相談にも反映されています。

また、神奈川県内のメンバー有志による横浜市市民活動共同オフィスでの活動も2002年度の大きな特色の一つとなりました。なお、調査依頼に対応した件数は、二百三十九件になり、前年度に比べほぼ3倍増となりました。

編集後記・次回の予告

この一年間、愛読頂きありがとうございました。また、原稿をお寄せ下さった皆様には、厚くお礼を申し上げます。2003年度は、体制も新たに会報「楔」を発行をしますのでご期待下さい。今後とも、消費者・市民のための住宅・建築にまつわる情報を発信していきたいと思っておりますので、投稿・要望・提案等をお待ちしております。次号「楔」一七号は、2003年度総会特集号です。5月発行を予定しています。

2002年度月別相談 依頼件数



2002年度地区別相談件数

